

～流山区画整理事務所からお願い～

◆使用収益の開始について

事業の進捗により、整備が終わった箇所から仮換地が利用可能な状態になると、「仮換地の使用収益開始の通知」を発行し、記載されている開始日から仮換地の土地利用が可能となります。開始に伴い事前に供給処理施設（ガス、水道、污水管）の位置の確認をしております。また、あわせて使用収益開始に先立ち注意事項等についてもご案内しております。

◆76条申請と住民登録について

使用収益の開始をしますと、土地利用が可能となりますが、事業を円滑に進めるため、建築行為の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土をする場合は、知事の許可（土地区画整理法第76条申請）が必要ですので「行為許可申請書」を提出してください。なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願い申し上げます。

また、住民登録する際は、市民課窓口で円滑に地番と街区画地番号が確認できるように申請者の底地番及び街区画地番号を記載した「住民登録のお知らせ」を土地区画整理法第76条の許可書発行の際に一緒にお渡ししていますので、市民課窓口へ提出するようお願いいたします。

土地区画整理審議会（第14回、15回、16回）開催

「流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会」を開催しました。

第14回【開催日】平成23年9月8日（木）【出席委員数】13名
【議題】評価員の選任、仮換地指定、保留地の設定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

第15回【開催日】平成24年2月16日（木）【出席委員数】12名
【議題】仮換地指定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

第16回【開催日】平成24年6月19日（火）【出席委員数】15名
【議題】評価員の選任、仮換地指定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。



保留地販売状況について

平成23年度は、右図の箇所について保留地の販売を行い、2画地の契約完了をいたしました。

問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。
※ 第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いします。

千葉県流山区画整理事務所 〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地
(換地等に関すること) 木地区換地課 ☎04-7150-4501
(補償等に関すること) 管理移転課 ☎04-7150-4507
(工事等に関すること) 木地区工務課 ☎04-7150-4503

第10号

流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業

平成24年7月20日発行
発行/千葉県流山区画整理事務所
☎04(7150)4501

流山木地区

まちづくりだより



平成24年3月撮影

千葉県



所長 鶴田 幸万

盛夏の候、地権者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により、流山区画整理事務所長を任せられた鶴田幸万でございます。

平成23年度は当所次長としてお世話になり、その経験等活かし当地区のまちづくりを進めてまいりますので岡本前所長同様、引き続き皆様のご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

さて、平成24年度は、平成23年度に暫定供用した「木流山線」に引き続き、地区の骨格となる都市計画道路「木南流山線」、「流山上貝塚線」の整備を進めるとともに、皆様にお返しする換地先等の宅地造成工事を引き続き推進していくこととしております。

地域の皆様には、工事等により何かとご不便ご迷惑をおかけしますが、職員一同力を合わせまして円滑な事業推進に努めてまいりますので、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年度工事の予定について

- ① 都市計画道路流山上貝塚線整備について、平成25年度の本格整備に向けて準備工事に着手します。
- ② 都市計画道路「木南流山線」については、継続して整備し平成25年度の供用開始を目指します。
- ③ 南東部の2工区について、本格造成工事に着手します。
- ④ 下水道等のインフラ整備を約1.3km整備します。
- ⑤ 平成24年度は、宅地・道路を合わせて約4.9haの整備予定です。

